

第33回関東森林管理局国有林野管理審議会 議事要旨

I 日 時 令和5年4月25日(火) 10:30~11:50

II 場 所 関東森林管理局 5階中会議室 (Web 併用)

1. 「(仮称) 芝山・大黒山風力発電事業用地」の貸付けについて (第1号)

・貸付を行う際に伐採される立木はどのように利用されるのか。

(答) 放射能の基準を超えない立木については、白河支署が事業者の販売の後、事業者が木材やチップとして木材等を必要とする者に販売等を行う。

・事業区域が広範囲となるが、環境アセスの範囲を詳しく説明されたい。

(答) 事業区域は、風車、管理用道路等の位置を踏まえ、1号基と2号基、3号基以降で2つのエリアに分かれている。両利用エリアの間の区域については、地形が落ち込んでいることや人家等もあるため、事業区域から除外されている。環境アセスのエリアは事業区域よりも広範囲に設定されている。

・芝山公園から2号基風車までの距離が近いが距離はどのくらいか。騒音等の影響はないのか。

(答) 距離については、約300m~400m。芝山公園については騒音を含め事業者が関係市町村との協議が行われている。

・事業期間はどのくらいか。貸付料の算定は職員が行うのか外部委託となるのか。

(答) 事業者の事業想定期間は20年を予定しているが、3年ごとに契約を更新する。貸付料の算定は不動産鑑定士による意見価格を基に算定する。

・この事業による電力は東北地方で消費されるということで良いか。

(答) 発電される電気については、東北東京間の連系線を通じて首都圏でも消費されることとなる。

・芝山公園は眺望が良いことから福島県の再エネの取り組みや風力発電の特徴などをまとめたパネル等を設置し、訪れる方々や地域住民への理解、周知を図るのも良いのではないか。

(答) 芝山公園は、レクリエーションの森として人が集まる施設もあることから、いただいたご意見を関係者に伝えることとする。

1号議案については異議なし